

(趣旨)

第1条 この要項は、東京科学大学総合研究院M&Dデータ科学センター(以下「センター」という。)における国立大学法人東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター(以下「HGC」という。)のスーパーコンピュータSHIROKANE利用包括契約に基づくSHIROKANE(以下「SHIROKANE」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(アカウント申請者の資格)

第2条 SHIROKANEのアカウント申請ができる者は、次のいずれかに該当する者(以下「アカウント申請者」という。)とする。

- 一 東京科学大学(以下「本学」という。)の職員
- 二 前号に掲げる者のほか総合研究院M&Dデータ科学センター長(以下「センター長」という。)が適当と認めた者

(アカウントの申請)

第3条 アカウント申請者は、当該アカウントの利用者を束ねる研究責任者として、センター長に所定のアカウント申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書には、当該アカウント申請者の管理下でSHIROKANEを利用する予定の者(第5条に規定する利用者に限る。)を明らかにしなければならない。

(利用期間及び利用制限期間)

第4条 SHIROKANEを利用することのできる期間は、利用申込みが承認された日から当該年度の3月末日まで(以下「申請期間」という。)のうち、月を単位とする申請のあった期間(以下「利用期間」という。)とする。

2 申請期間のうち、利用期間以外の期間(以下「利用制限期間」という。)のSHIROKANEの利用を制限し、当該制限内容は別表1に定める。

(利用者の資格)

第5条 第2条に定められたアカウント申請者の管理下で、SHIROKANEを利用できる者は、次のいずれかに該当する者(以下「利用者」という。)とする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生
- 三 前2号に掲げる者のほかセンター長が適当と認めた者

(利用の申請)

第6条 アカウント申請者(アカウント申請者が第3条第2項の規定により申請した利用者を含む。)がSHIROKANEを利用する場合には、当該アカウント申請者が、所定の利用申請書に当該利用者の情報を記した上でセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第7条 センター長は、第3条又は前条に関する申請があったときは、当該利用が適当であると認めるものに限り、SHIROKANEの利用を許可するものとする。

2 利用者は、あらかじめセンター又はHGCが開催する講習会を受けなければならない。

(アカウント申請者及び利用者の義務)

第8条 アカウント申請者及び利用者は、SHIROKANEの利用に当たっては、HGCのスーパーコンピュータシステムの利用規程に同意し、これを遵守しなくてはならない。

(変更の届出)

第9条 アカウント申請者は、アカウント申請書に記載した事項について変更しようとするとき又は変更が生じたときは、速やかにセンター長に申し出て、その許可を受けなければならない。

2 アカウント申請者又は利用者は、利用申請書に記載した事項について変更しようとするとき又は変更が生じたときは、速やかにセンター長に申し出て、その許可を受けなければならない。

(利用者の責任)

第10条 SHIROKANEの利用に対する責任は、アカウント申請者及び利用者が負うものとする。

2 アカウント申請者及び利用者は、アカウント(管理権及び利用の申請を行う権利等)並びに当該アカウントに関するユーザー名及びパスワード名等ログイン情報を第三者へ提供又は貸与などをしてはならない。

3 前項は、アカウント申請者及び利用者の責において、端末への不正アクセス等により、アカウント、アカウントに関するユーザー名及びパスワード名等ログイン情報を第三者に不正に取得された場合についても適用するものとする。

4 利用者は、不正アクセス等を発見した場合、速やかにセンター長に報告し、その指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 センター長は、アカウント申請者又は利用者が次のいずれかに該当した場合は、アカウントの削除、アカウント申請者又は利用者の利用の許可の取り消し及びSHIROKANEの利用を一定期間停止することができる。このとき、当該アカウント申請者及び利用者はセンターの指示に従い、指定された期間内に速やかにSHIROKANE内における当該アカウントのデータを移管・保全するものとする。ここで、指定された期間を超えた時点における、当該アカウントのSHIROKANE内のデータは破棄されるものとし、当該アカウント申請者及び利用者は破棄されたSHIROKANE内のデータに関して、データの回復が不可能であること及びデータの消失に関する損害賠償など一切の主張を行わないことに同意する。

- 一 センター又はSHIROKANEの運営に支障を生じさせたとき。
- 二 法律、政令、省令、条例及びこの要項に違反したとき。
- 三 実験に係る法令、指針及び倫理規程等に違反したとき。
- 四 次条に記載される利用料金が滞納されたとき。

(料金)
第12条 アカウント申請者は、利用期間内における料金について、別表2の料金欄に掲げる金額から算出される料金を指定された期日までに納付しなければならない。なお、料金を運営費交付金、寄附金又はその他の学内予算により納付する場合は、予算の移替をもって納付に代えるものとする。

- 2 この要項において、課金区分は次に掲げるところにより分類する。
- 一 学内利用者／学外学術機関利用者
 - 二 学外利用者(学外学術機関利用者を除く。)/民間機関利用者
- 3 既納の料金は、いかなる理由があっても返還しない。
- 4 別表2の料金欄に掲げる金額は、毎年度更新されるものとする。
- 5 別表2の料金欄に掲げる金額が更新されたとしても、許可のあった利用期間における利用料金は利用許可時の料金のままとする。

(受付窓口等)
第13条 SHIROKANEのアカウント申請書及び利用申請書の受付に関する事務は、センターの担当者が行う。
(年度更新)

第14条 アカウント申請者又は利用者が次年度も継続してSHIROKANEを利用する場合には、利用年度の3月末日までに所定の継続申請書をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。このとき、当該アカウント申請者及び利用者はセンターの指示に従い、指定された期間内に速やかにSHIROKANE内における当該アカウントのデータを移管及び保存するものとする。ここで、指定された期間を超えた場合における、当該アカウントのSHIROKANE内のデータは破棄されるものとし、当該アカウント申請者及び利用者は破棄されたSHIROKANE内のデータに関して、データの回復が不可能であること及びデータの消失に関する損害賠償など一切の主張を行わないことに同意する。

- 2 前項のほか、継続利用の申請を行う場合には、継続を希望する利用期間の申請を合わせて行うものとする。
(成果の報告)

第15条 アカウント申請者及び利用者は、利用期間が満了したとき、利用年度の3月末日又は利用資格を取り消されたときのいずれかに、SHIROKANEの利用による成果をセンターに報告しなければならない。
(補則)

第16条 この要項に定めるもののほか、SHIROKANEの利用に関し必要な事項は、総合研究院M&Dデータ科学センター教員会議の議を経て、センター長が別に定める。

- 附 則
- 1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学M&Dデータ科学センター包括契約に基づく東京大学医科学研究所HGCスーパーコンピュータ利用内規(令和2年9月14日M&Dデータ科学センター長制定)は、廃止する。

別表1 SHIROKANEサービス内容(第4条関係)

	ホームDisk	ファイル数	CPUコア、メインメモリ容量、その他
利用期間	3TiB	3M	東京大学医科学研究所で定めるSHIROKANE学術機関向け料金表における利用形態「D9コース」に準じる。ただし、アーカイブDiskを除く。
利用制限期間	100GiB	3M	ファイル閲覧のみ可

別表2 SHIROKANE料金表(第12条関係)

利用区分	金額／月額(グループ当たり)
学内アカウント申請者／学外学術機関アカウント申請者	8,000円
学外アカウント申請者／民間機関アカウント申請者	15,000円

※上記に定められていない、ホームDiskの追加、アーカイブDiskの利用などは、D9コースにおける、SHIROKANE学術／民間機関向け利用料金表に準じる。

